

宮崎市総合福祉保健センター指定管理申請 事業概要提案書

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

【社会福祉協議会の概要】

社会福祉協議会とは、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、『だれもが安心して暮らすことのできる地域社会』の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行うとともに、市区町村、都道府県、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間団体(社会福祉法人)です。

【社会福祉協議会の機能】

関係機関の連携調整を図りネットワークを推進する機能

社会福祉に携わる団体や保健、医療、教育といった幅広い関係分野の関係者と連絡調整を図りながらネットワークづくりを進めています。

住民ニーズ・福祉課題を明確化し住民活動を推進する機能

住民と協力して、福祉ニーズを的確に把握し、地域の福祉課題を明らかにするために調査等を実施し、問題解決に向けて福祉活動を推進します。

福祉活動や事業を企画し実施する機能

地域のニーズに即した助け合い活動や、住民参加型のサービス事業を企画し展開しています。

調査研究と開発の機能

地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、その結果に基づいて新しい活動を開発します。

計画策定と提言の機能

福祉課題に的確かつ継続的に応えるために、地域福祉活動計画を策定します。また、行政をはじめ関係機関に提言を行っています。

福祉啓発活動の機能

福祉理念、制度、サービスなどについて、広く住民や関係機関の理解を得るために広報誌の発行や情報提供活動を行っています。

福祉活動や事業を支援する機能

地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動や、各種団体の活動を支援します。

【本会の基本理念】

ともに支えあい、安心して暮らせる福祉のまちづくり

【基本目標と施策展開項目】

ともに支えあう人・地域づくり

- ・福祉教育、意識啓発
- ・人材育成、担い手づくり
- ・地域活動の参加促進
- ・交流の場や居場所づくり
- ・地域福祉を推進する活動への支援

安心して暮らせるまちづくり

- ・子どもや子育て世代にやさしい環境づくり
- ・障がい者にやさしい環境づくり
- ・健康に暮らせるまちづくり
- ・災害時に助け合えるまちづくり
- ・生活困窮者を支える環境づくり
- ・権利と暮らしが守られるまちづくり

福祉の困りごとを解決するしくみづくり

- ・包括的な相談、支援体制の整備
- ・生活支援の体制づくり
- ・地域の課題を解決するための財源確保

【令和8年度基本方針】

少子高齢化や現役世代の人口減少が進展するなか、引きこもりなどの社会的孤立、介護、子育てなどの様々な福祉的課題に対して、地域住民や自治会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の関係団体、関係機関と協力し、地域共生社会の実現に向けて、お互いに支えあう地域福祉づくりに努めます。

【令和8年度重点目標】



地域福祉活動の推進



地域に根差した総合的な支援体制の地域共生づくり



災害に強い地域づくりの支援



法人基盤の強化

宮崎市総合福祉保健センター指定管理申請 事業概要提案書

指定管理応募の理由

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

住民・地縁組織とのつながり
自治会、民生委員・児童委員、
福祉協力員 等

ボランティア等とのつながり
NPO 団体、ボランティア団体、
個人ボランティア 等

協議の場づくり

地域懇談会

孤立

子育て

災害

情報交換会

虐待

多様な事務局機能

ボランティアセンター、権利擁護
センター、障がい者総合サポート
センター等

社会福祉法人としての
役割

公益性の高い事業展開、継続的
な組織運営、専門職在籍 等

高齢

地域ケア会議

障がい

地域福祉の推進

福祉人材の育成

協働の推進

福祉意識の啓発

ネットワーク会議

権利侵害

困窮

専門機関とのつながり

福祉事業所、医療機関、教育機関
法律機関 等

行政等のパートナーシップ
自治体、他の市町村社協 等

杜協の資源



福祉保健の拠点

地域福祉活動
の拠点

地域住民の
交流の場

当事者団体や
ボランティア
の活動拠点

福祉情報集約
や発信の拠点



宮崎市総合福祉保健センター指定管理申請 事業概要提案書

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

事業計画書の概要

■管理運営にあたっての基本方針

宮崎市総合福祉保健センターの運営については、宮崎市社会福祉協議会の基本理念に基づき、誰もが安心して利用できる環境づくりに努め、常に利用者の立場に立った運営を行うとともに、既存設備を有効活用して、利用者へのサービス向上を目指していきます。

施設の啓発・広報などに努め、福祉の情報を発信します

安心・安全で快適に利用できる施設環境づくりに努めます。

まちづくりの活動拠点として住民参加の事業を推進します

健康といきがいづくりのための事業を実施します

ボランティア活動等地域での「支えあう心」を支援します

個人情報を適切に管理し、必要に応じて情報開示を行います

■市民への平等な利用の確保

「公の施設」であるとの認識のもと、利用者の平等を利用を確保することが、指定管理者の最大責務であると考え、法令を遵守し業務遂行に努めます。

また、市民ニーズや近隣環境の変化を敏感に感じ取り、常に市への報告及び協議を行い、必要な改善を行っていきます。

利用者に対して明確で透明性を持ったルールを定めて公平さを確保する

- ・使用許可について：使用証の提出、登録申請書の提出、使用申請書の提出
- ・使用料金について：使用料の徴収、減免・免除手続き

■利用者サービスの向上に関する提案

市民が安心して気持ちよく施設を利用できるよう清潔感あふれる空間を創造し相談機能の充実や災害支援等、頼れるセンターを目指すため、以下のとおり提案します。以下のとおり提案します。

施設環境整備による取り組み

- ①日常清掃の徹底や害虫駆除の実施
- ②季節に応じた温度調整
- ③四季を通じて彩り豊かな植栽景観づくり
- ④消毒液の設置やマスク着用の推奨

社会福祉協議会としての取り組み

- ①専門職による相談機能の充実
- ②災害支援の取り組み

■利用者の増加を図るための取り組みに関する提案

センター利用が想定される団体等へ情報提供を積極的に行い、市民が福祉・保健にアクセスしやすい環境を整備することで、情報・人の集まる拠点をつくり、利用者の増加につなげます。

広報活動による取り組み

- ①新たに施設パンフレットを作成し、福祉関係団体等へ配布
- ②ホームページやSNS、広報誌（社協だより）などで情報発信

相談・支援体制の強化

- ①相談しやすい環境設定
- ②他支所と連携した法律相談
- ③専門職種員（有資格者）を活かした福祉相談の実施

各団体との連携による取り組み

- ①ボランティアセンターとの連携
- ②地縁団体との連携

利用者の声と施設管理

- ①ご意見箱の設置
- ②使用者アンケートの実施

その他

災害時などは、必要に応じた時間外での浴室や会議室などの開放の実施

宮崎市総合福祉保健センター指定管理申請 事業概要提案書

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

事業計画書の概要

■施設の設置目的の理解と課題の認識

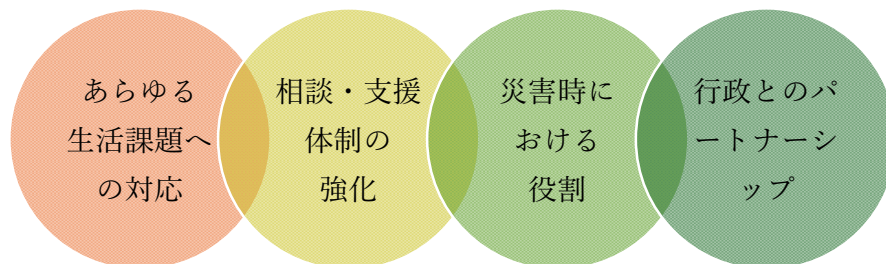
社会構造の変化を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、人と人とのつながりが弱まり、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう体制整備を進めていく必要があると考えます。

本会として、これまで培った小地域活動への着実な展開、行政や関係機関等とのパートナーシップを強化し、地域のつながりの再構築に努め、地域共生社会の実現に向け、センターが地域福祉の総合的な拠点施設として存在感を示せるよう事業展開を行っていきます。

■施設の設置目的の理解と課題の認識

センターが福祉と保健の機能をあわせ持った施設として、相談からサービス提供までを一体的に対応できるよう、本会の各担当職員の資質の向上に努め、センター内の親子保険課及び関係機関と連携をしながら福祉保健活動を推進していきます。



■事業計画書の実現性

地域や関係機関及びボランティアとの連携

- ・自治会、民生委員・児童委員、地区社協、まちづくりの組織等の様々な機関、団体と密に連携し、より一層強化することにより地域に開かれた施設運営に努めます。
- ・ボランティアセンターの機能を生かし、養成講座を実施することで人材を育成し、ボランティア同士が交流や協力できる体制確立や活動拠点としてのボランティア室の環境整備を行います。

市との連携

- ・日々の点検・確認を行い、不具合等は早期発見し、市と連携を図りながら速やかに改修、修繕を行うことにより事故等の未然防止に努めます。
- ・指定管理以外の本会業務、指定避難所としての役割などは、市と連携を深めることで、それぞれの目的を確実に遂行します。

地域や使用者のニーズ把握

- ・地域でのサロン等において、直接地域の声を聞き、ニーズを把握します。
- ・使用者アンケートを随時実施して、ニーズの把握に努め、サービス向上を図っていきます。

■自主事業の取り組み

福祉広報活動	広報誌の発行
福祉教育の推進及び福祉人材の発掘・育成	ボランティアセンター運営
あらゆる生活課題への対応	福祉総合相談、たすけあい貸付事業、生活支援運営補助事業
地域での支えあい支援	福祉協力員の配置、ふれあい会食会事業、サロン活動活性化事業、住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいハートサービス）の実施
高齢者・障がい者支援	児童発達支援事業（つくし園運営）、生活介護事業（デイサービスセンターあゆみ運営）
権利擁護	成年後見推進事業